

学校法人札幌静修学園寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人札幌静修学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市中央区南16条西6丁目2番地1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、未来を担う個性豊かな人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

札幌静修高等学校	全日制課程（学年制）	普通科
	全日制課程（学年制）	ユニバーサル科
	通信制課程（単位制）	普通科

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名

(2) 監事 2名

2 この法人に、評議員6名以上8名以内を置く。

(理事選任機関)

第6条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 札幌静修高等学校長で評議員会において選任した者 1名

(2) 前号に掲げる者のほか評議員会において選任した者 4名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いた場合、理事の職を失う。

3 理事選任機関は、理事の総数が5名を下回る場合に備えて、補欠の理事を選任することができる。

(理事の資格及び構成)

第8条 理事の選任にあたっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正行為、又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第11条 理事は、第5条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第12条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第13条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事長の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事長の補欠として選任された理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 理事長は再任されることができる。
- 5 理事の内 1 名の理事を代表業務執行理事とすることができ、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。
- 6 理事(理事長、代表業務執行理事以外)の内 1 名を常務理事とすることができる。常務理事は、理事会の決議によって選定する。常務理事を解職するときも同様とする。
- 7 常務理事は、私立学校法第 37 条第 4 項で定める業務執行理事となる。
- 8 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 9 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 10 常務理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 11 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事又は常務理事がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く)を行う。

(代表権の制限)

第 15 条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の報告義務)

第 16 条 理事長、代表業務執行理事及び常務理事は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 3 節 理事会の運営

(招集)

第 17 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第 18 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条第 2 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決議)

第 19 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決

議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
- (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (3) 基本財産の処分
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

（業務の決定の委任）

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第21条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第46条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

（監事の選任）

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

（監事の資格）

第23条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

（監事の任期）

第24条 監事の任期は選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第 25 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第 26 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 27 条 監事は、第 5 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

第 2 節 職務等

(監事の職務)

第 28 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行

為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに北海道知事（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

（調査権限等）

第29条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（理事の行為の差止め）

第30条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

（評議員の選任）

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、理事会が半数を超えない範囲で選任し、その他を評議員会において選任する。

(1) 学校法人札幌静修学園の職員のうちから選任した者 1名以上2名以内

(2) 札幌静修高等学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもののうちから選任した者 1名以上2名以内

(3) 有識者のうちから選任した者 4名以上6名以内

2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員会及び理事会は、評議員の総数が6名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

（評議員の資格）

第 32 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第 33 条 評議員の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 34 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、6 名を下回る事となったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第 2 節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第 35 条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第 36 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号までに定める寄附行為の変更

(2) 私立学校法第 109 条第 1 項第 1 号に定める事由による解散

(3) 合併

(理事の行為の差止めの求め)

第 37 条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第 30 条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第 38 条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第 3 節 評議員会の運営

(開催)

第 39 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 40 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項の評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 20 日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(評議員による招集)

第 41 条 前条第 2 項の規定による請求があった日から 20 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、北海道知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
（監事による招集）

第42条 第28条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第40条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限り。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。
（招集手続の省略）

第43条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
（運営）

第44条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。
（決議）

第45条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1） 監事の解任

（2） 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。
（議事録）

第46条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かななければならない。
（役員の出席等）

第47条 理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長、代表業務執行理事、常務理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会と評議員会の協議

（理事会及び評議員会の協議）

第48条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合におい

て、理事長は、求めのあった日から 20 日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

- 2 理事・評議員協議会の構成員は、理事 3 名、評議員 3 名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。
- 3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。
- 4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。
- 6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

第 8 章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第 49 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第 50 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第 51 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 52 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

- 2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には 1 か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。
- 4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第 53 条 理事（理事長、代表業務執行理事、常務理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監

事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

第9章 資産及び会計

(資産)

第54条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第55条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第56条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第57条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第58条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第59条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第60条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第61条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第62条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿(役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第68条第2号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第63条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第64条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、北海道知事の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、北海道知事に届け出なければならない。

第11章 解散及び合併

(解散)

第65条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 北海道知事の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、北海道知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第66条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第67条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、

北海道知事の認可を受けなければならない。

第12章 補則

(情報の公表)

第68条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第69条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第70条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	宮 本 一 郎
理事	川 田 正 徳
理事	四ツ柳 美 佐
理事	関 光 義
理事	中 村 東之雄
理事	市 岡 勝
理事	上 林 久 治
理事	村 橋 博
理事	大 山 惣次郎
理事	川 崎 静一郎
理事	笹 原 由 雄
監事	佐 野 弘 安
監事	木 村 元 子

3 この寄附行為は、昭和53年4月1日から施行する。

4 この寄附行為は、昭和61年4月1日から施行する。

5 この寄附行為は、昭和63年4月1日から施行する。

6 この寄附行為は、平成 2年4月1日から施行する。

7 この寄附行為は、平成 4年4月1日から施行する。

8 この寄附行為は、平成 7年4月1日から施行する。

9 この寄附行為は、平成10年7月1日から施行する。

10 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

11 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

- 12 この寄附行為は、平成23年9月12日から施行する。
- 13 この寄附行為は、北海道知事が認可した日(令和2年3月30日)から施行する。
- 14 この寄附行為は、北海道知事が認可した日(令和2年6月25日)から施行する。
- 15 この寄附行為は、北海道知事が認可した日(令和3年3月31日)から施行する。
- 16 この寄附行為は、北海道知事が認可した日(令和4年7月6日)から施行する。

附 則

- 1 令和7年2月22日北海道知事認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。

学校法人札幌静修学園役員等の報酬並びに費用等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、理事長、理事、監事及び評議員の報酬その他の給付等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

3 非常勤役員とは、本学園の就業規則に定められた休日を除く日に同規則に定められた勤務時間に常勤する役員以外の者をいう。

(報酬)

第2条 役員等の報酬額は、別表1のとおりとする。

2 非常勤理事長の報酬は、法人の金融機関等からの借入れ連帯保証の有無及び出勤回数を勘案し、理事会の承認を得て、評議員会で決定し支給する。

3 非常勤監事の報酬は、監事監査の実施に対して報酬として支給する。

(旅費等)

第3条 役員等が学園用務のために旅行した場合には、学校法人札幌静修学園出張に関する規程に基づき旅費を支給する。

2 役員等が理事会又は評議員会以外の会議に出席した場合の日当及び交通費支給の有無及び額は、その都度、理事長が決める。

3 校長である常勤の理事、事務局長である常勤の理事及び参与である常勤の理事には、学校法人札幌静修学園教職員給与規程(以下「給与規程」という。)第13条の規定の例により通勤手当を支給する。

(退任記念品の贈呈)

第4条 非常勤役員等の退任に当たり、感謝の意を表するために別表2のとおり記念品を贈呈する。

(理事長への委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

2 学校法人札幌静修学園非常勤役員等の報酬等に関する規程は、廃止する。

附 則

1 この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

区分	報酬額
非常勤理事長	960,000 円(月額 80,000 円)～2,880,000 円 (月額 240,000 円)
校長である 常勤の理事	6,600,000 円(月額 550,000 円)
事務局長である 常勤の理事	6,600,000 円(月額 550,000 円)
参与である常勤 の理事	5,400,000 円(月額 450,000 円)
非常勤の外部理事	240,000 円 (月額 20,000 円)
非常勤監事	240,000 円 (月額 20,000 円)
評議員(学外)	会議等出席 1 回あたり 7,000 円

注 校長である常勤の理事、事務局長である常勤の理事及び参与である常勤の理事には、給与規程に基づく給与は支給しない。

別表 2

区分	就任期間	記念品(商品券)
理事長	10 年以上	30,000 円相当額
	10 年未満	20,000 円相当額
理 事 監 事	10 年以上	20,000 円相当額
	10 年未満	10,000 円相当額
評議員	10 年以上	20,000 円相当額
	10 年未満	10,000 円相当額

※併任期間(理事と評議員)がある場合は、理事の就任期間とする。

理事名簿（5名）

令和7年7月1日現在

1号理事	西田 丈夫	校長
2号理事	西辻 一真	理事長
2号理事	能代 茂	事務局長
2号理事	土屋 俊亮	非常勤理事
2号理事	風見 正三	非常勤理事

評議員名簿（7名）

令和7年7月1日現在

1号評議員	清澤 城次	職員評議員
1号評議員	木村 英司	職員評議員
2号評議員	鈴木 眞弓	卒業生評議員
3号評議員	鍵谷 好徳	有識者評議員
3号評議員	笹尾 健之	有識者評議員
3号評議員	井下 英透	有識者評議員
3号評議員	檜林 守	有識者評議員

監事名簿（2名）

令和7年7月1日現在

上木 健司
田中 慎也

令和6年度

令和 6年 4月 1日から
令和 7年 3月31日まで

計算書類

札幌静修学園

資金収支計算書

令和6年 4月 1日から
令和7年 3月31日まで

札幌静修学園
(単位 円)

収入の部					
科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要	
学生生徒等納付金収入	(537,196,000)	(542,848,156)	(△ 5,652,156)		
授 業 料 収 入	362,376,000	367,061,559	△ 4,685,559		
入 学 金 収 入	75,030,000	75,440,000	△ 410,000		
教 育 充 実 費 収 入	10,080,000	10,215,190	△ 135,190		
維 持 費 収 入	8,808,000	9,943,000	△ 1,135,000		
施 設 拡 充 費 収 入	57,422,000	57,571,040	△ 149,040		
体育文化振興費 収 入	10,080,000	10,229,000	△ 149,000		
コ ー ス 費 収 入	13,400,000	12,388,367	1,011,633		
手数料収入	(15,547,000)	(15,525,005)	(21,995)		
入 学 検 定 料 収 入	13,794,000	13,779,000	15,000		
証 明 手 数 料 収 入	41,000	32,005	8,995		
その他の手数料 収 入	1,712,000	1,714,000	△ 2,000		
寄付金収入	(25,186,000)	(25,701,000)	(△ 515,000)		
特 別 寄 付 金 収 入	25,080,000	25,080,000	0		
一 般 寄 付 金 収 入	106,000	621,000	△ 515,000		
補助金収入	(508,376,000)	(508,583,334)	(△ 207,334)		
国 庫 補 助 金 収 入	192,454,000	192,454,000	0		
道 費 補 助 金 収 入	310,612,000	310,826,454	△ 214,454		
市町村費補助金 収 入	5,310,000	5,302,880	7,120		
資産売却収入	(120,690,000)	(121,946,660)	(△ 1,256,660)		
土 地 売 却 収 入	120,381,000	121,668,159	△ 1,287,159		
車 輦 売 却 収 入	309,000	278,501	30,499		
付随事業・収益事業収入	(0)	(0)	(0)		
受取利息・配当金収入	(48,800)	(52,820)	(△ 4,020)		
その他の受取利息・配当金収入	48,800	52,820	△ 4,020		
雑収入	(3,586,000)	(3,684,185)	(△ 98,185)		
退職金社団 収 入	1,476,000	1,476,000	0		
施設設備利用料 収 入	760,000	879,477	△ 119,477		
そ の 他 の 雑 収 入	1,350,000	1,328,708	21,292		
借入金等収入	(801,000,000)	(801,000,000)	(0)		
長 期 借 入 金 収 入	340,000,000	340,000,000	0		
学 校 債 収 入	40,000,000	40,000,000	0		
短 期 借 入 金 収 入	421,000,000	421,000,000	0		
前受金収入	(65,450,000)	(60,370,000)	(5,080,000)		
入学金 前受金 収 入	47,400,000	39,520,000	7,880,000		
施設拡充前受金 収 入	11,800,000	10,950,000	850,000		
コース 前受金 収 入	6,250,000	9,900,000	△ 3,650,000		
その他の収入	(239,355,000)	(193,101,584)	(46,253,416)		
教育充実費特定資産取崩収入	50,000,000	20,000,000	30,000,000		
応援募金特定資産取崩収入	839,000	0	839,000		
体育文化振興費特定資産取崩収入	2,365,000	0	2,365,000		
前期末未収入金 収 入	164,151,000	163,546,900	604,100		
預 り 金 受 入 収 入	22,000,000	9,523,254	12,476,746		
預 託 金 回 収 収 入	0	31,430	△ 31,430		
資金収入調整勘定	(△ 335,416,000)	(△ 299,627,474)	(△ 35,788,526)		
期末 未収入金	△ 266,761,000	△ 231,052,474	△ 35,708,526		
前期末 前受金	△ 68,655,000	△ 68,575,000	△ 80,000		

科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
前年度繰越支払資金	152,712,841	152,712,841		
収入の部 合 計	(2,133,731,641)	(2,125,898,111)	(7,833,530)	

支 出 の 部				
科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
人件費支出	(546,928,000)	(546,104,246)	(823,754)	
教員人件費支出	436,549,000	436,549,035	△ 35	
職員人件費支出	103,638,000	103,684,371	△ 46,371	
役員報酬支出	2,434,000	1,634,000	800,000	
退職金支出	4,307,000	4,236,840	70,160	
経費支出	(439,909,900)	(439,765,807)	(144,093)	
消耗品費支出	9,160,000	9,456,519	△ 296,519	
教材実習費支出	604,000	505,310	98,690	
光熱水費支出	15,960,000	15,959,795	205	
通信運搬費支出	8,885,000	8,648,573	236,427	
印刷製本費支出	5,640,000	5,536,773	103,227	
出版物費支出	2,976,000	2,677,876	298,124	
旅費交通費支出	7,855,000	9,383,594	△ 1,528,594	
保健衛生費支出	3,198,000	3,392,270	△ 194,270	
会議・渉外費支出	35,000	59,914	△ 24,914	
諸会費支出	4,632,000	4,667,090	△ 35,090	
広報費支出	1,794,900	1,490,132	304,768	
福利費支出	1,821,000	2,259,905	△ 438,905	
報酬手数料支出	80,434,000	80,218,248	215,752	
修繕費支出	4,630,000	5,375,395	△ 745,395	
損害保険料支出	1,216,000	957,331	258,669	
公租公課支出	5,545,000	5,707,224	△ 162,224	
生徒活動補助金支出	8,511,000	7,747,456	763,544	
賃借料支出	4,573,000	4,093,991	479,009	
奨学費支出	51,000,000	50,849,000	151,000	
車輻費支出	2,064,000	2,483,859	△ 419,859	
建物等解体費支出	197,600,000	196,600,729	999,271	
雑費支出	21,776,000	21,694,823	81,177	
借入金等利息支出	(7,152,000)	(8,773,890)	(△ 1,621,890)	
借入金利息支出	6,723,000	6,738,261	△ 15,261	
学校債利息支出	429,000	2,035,629	△ 1,606,629	
借入金等返済支出	(362,571,000)	(376,821,957)	(△ 14,250,957)	
借入金返済支出	351,000,000	351,000,000	0	
学校債返済支出	11,571,000	25,821,957	△ 14,250,957	
施設関係支出	(711,217,000)	(720,002,560)	(△ 8,785,560)	
建物支出	710,717,000	698,572,007	12,144,993	
構築物支出	500,000	21,430,553	△ 20,930,553	
設備関係支出	(28,728,000)	(24,546,164)	(4,181,836)	
教育研究用機器備品支出	18,060,000	17,558,301	501,699	
管理用機器備品支出	6,016,000	2,171,612	3,844,388	
図書支出	1,266,000	1,265,831	169	
車両支出	3,386,000	3,550,420	△ 164,420	
資産運用支出	(1,762,000)	(1,769,800)	(△ 7,800)	
応援募金特定資産繰入支出	0	7,800	△ 7,800	
体育文化振興費特定資産繰入支出	1,762,000	1,762,000	0	
その他の支出	(36,296,000)	(42,608,611)	(△ 6,312,611)	
前期末未払金支払支出	35,896,000	36,410,009	△ 514,009	
前期末長期未払金支払支出	0	528,000	△ 528,000	
預託金支出	0	37,380	△ 37,380	
仮払金支払支出	300,000	1,184,122	△ 884,122	
立替金支払支出	100,000	4,449,100	△ 4,349,100	

科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
〔予 備 費〕	(0)		(0)	
資金支出調整勘定	(△ 26,540,000)	(△ 45,169,045)	(18,629,045)	
期末未払金	△ 26,540,000	△ 45,169,045	18,629,045	
翌年度繰越支払資金	25,707,741	10,674,121	15,033,620	
支出の部 合 計	(2,133,731,641)	(2,125,898,111)	(7,833,530)	

資金収支内訳表

令和6年 4月 1日から
令和7年 3月31日まで

札幌静修学園

収入の部

(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	札幌静修高等学校	通信制課程	総 額
学生生徒等納付金収入	(	0)	(496,271,900)	(46,576,256)	(542,848,156)
授 業 料 収 入		0	338,723,670	28,337,889	367,061,559
入 学 金 収 入		0	71,390,000	4,050,000	75,440,000
教 育 充 実 費 収 入		0	10,215,190	0	10,215,190
維 持 費 収 入		0	9,943,000	0	9,943,000
施 設 拡 充 費 収 入		0	55,771,040	1,800,000	57,571,040
体育文化振興費 収 入		0	10,229,000	0	10,229,000
コ ー ス 費 収 入		0	0	12,388,367	12,388,367
手数料収入	(	0)	(14,820,005)	(705,000)	(15,525,005)
入 学 検 定 料 収 入		0	13,074,000	705,000	13,779,000
証 明 手 数 料 収 入		0	32,005	0	32,005
その他の手数料 収 入		0	1,714,000	0	1,714,000
寄付金収入	(	0)	(1,701,000)	(24,000,000)	(25,701,000)
特 別 寄 付 金 収 入		0	1,080,000	24,000,000	25,080,000
一 般 寄 付 金 収 入		0	621,000	0	621,000
補助金収入	(	0)	(508,583,334)	(0)	(508,583,334)
国 庫 補 助 金 収 入		0	192,454,000	0	192,454,000
道 費 補 助 金 収 入		0	310,826,454	0	310,826,454
市町村費補助金 収 入		0	5,302,880	0	5,302,880
資産売却収入	(	0)	(121,946,660)	(0)	(121,946,660)
土 地 売 却 収 入		0	121,668,159	0	121,668,159
車 輦 売 却 収 入		0	278,501	0	278,501
付随事業・収益事業収入	(	0)	(0)	(0)	(0)
受取利息・配当金収入	(	0)	(52,820)	(0)	(52,820)
その他の受取利息・配当金収入		0	52,820	0	52,820
雑収入	(	0)	(3,684,185)	(0)	(3,684,185)
退職金社団 収 入		0	1,476,000	0	1,476,000
施設設備利用料 収 入		0	879,477	0	879,477
そ の 他 の 雑 収 入		0	1,328,708	0	1,328,708
借入金等収入	(	0)	(801,000,000)	(0)	(801,000,000)
長 期 借 入 金 収 入		0	340,000,000	0	340,000,000
学 校 債 収 入		0	40,000,000	0	40,000,000
短 期 借 入 金 収 入		0	421,000,000	0	421,000,000
計	(	0)	(1,948,059,904)	(71,281,256)	(2,019,341,160)

支 出 の 部

科 目	部 門	学 校 法 人	札幌静修高等学校	通信制課程	総 額
人件費支出	(	0)	(501,906,047)	(44,198,199)	(546,104,246)
教員人件費支出		0	392,350,836	44,198,199	436,549,035
職員人件費支出		0	103,684,371	0	103,684,371
役員報酬支出		0	1,634,000	0	1,634,000
退職金支出		0	4,236,840	0	4,236,840
経費支出	(	0)	(418,666,559)	(21,099,248)	(439,765,807)
消耗品費支出		0	9,360,618	95,901	9,456,519
教材実習費支出		0	505,310	0	505,310
光熱水費支出		0	15,959,795	0	15,959,795
通信運搬費支出		0	8,108,656	539,917	8,648,573
印刷製本費支出		0	4,950,473	586,300	5,536,773
出版物費支出		0	2,662,476	15,400	2,677,876
旅費交通費支出		0	7,733,243	1,650,351	9,383,594
保健衛生費支出		0	3,323,433	68,837	3,392,270
会議・渉外費支出		0	59,914	0	59,914
諸会費支出		0	2,425,980	2,241,110	4,667,090
広報費支出		0	752,032	738,100	1,490,132
福利費支出		0	2,232,925	26,980	2,259,905
報酬手数料支出		0	65,190,790	15,027,458	80,218,248
修繕費支出		0	5,375,395	0	5,375,395
損害保険料支出		0	930,237	27,094	957,331
公租公課支出		0	5,707,224	0	5,707,224
生徒活動補助金支出		0	7,747,456	0	7,747,456
賃借料支出		0	4,023,261	70,730	4,093,991
奨学費支出		0	50,849,000	0	50,849,000
車輦費支出		0	2,483,859	0	2,483,859
建物等解体費支出		0	196,600,729	0	196,600,729
雑費支出		0	21,683,753	11,070	21,694,823
借入金等利息支出	(	0)	(8,773,890)	(0)	(8,773,890)
借入金利息支出		0	6,738,261	0	6,738,261
学校債利息支出		0	2,035,629	0	2,035,629
借入金等返済支出	(	0)	(376,821,957)	(0)	(376,821,957)
借入金返済支出		0	351,000,000	0	351,000,000
学校債返済支出		0	25,821,957	0	25,821,957
施設関係支出	(	0)	(720,002,560)	(0)	(720,002,560)
建物支出		0	698,572,007	0	698,572,007
構築物支出		0	21,430,553	0	21,430,553
設備関係支出	(	0)	(24,408,059)	(138,105)	(24,546,164)
教育研究用機器備品支出		0	17,420,196	138,105	17,558,301
管理用機器備品支出		0	2,171,612	0	2,171,612
図書支出		0	1,265,831	0	1,265,831
車両支出		0	3,550,420	0	3,550,420
計	(	0)	(2,050,579,072)	(65,435,552)	(2,116,014,624)

人件費支出内訳表

令和6年 4月 1日から
令和7年 3月31日まで

札幌静修学園
(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	札幌静修高等学校	通信制課程	総 額
教員人件費支出		(0)	(392,350,836)	(44,198,199)	(436,549,035)
本 務 教 員		(0)	(347,724,666)	(43,653,759)	(391,378,425)
本 俸		0	194,533,830	25,040,222	219,574,052
期 末 手 当		0	48,871,367	6,526,231	55,397,598
その他の 手 当		0	40,588,877	3,013,549	43,602,426
所 定 福 利 費		0	63,730,592	9,073,757	72,804,349
兼 務 教 員		0	44,626,170	544,440	45,170,610
職員人件費支出		(0)	(103,684,371)	(0)	(103,684,371)
本 務 職 員		(0)	(103,684,371)	(0)	(103,684,371)
本 俸		0	63,120,195	0	63,120,195
期 末 手 当		0	12,783,082	0	12,783,082
その他の 手 当		0	9,706,480	0	9,706,480
所 定 福 利 費		0	18,074,614	0	18,074,614
役員報酬支出		0	1,634,000	0	1,634,000
退職金支出		(0)	(4,236,840)	(0)	(4,236,840)
教 員		0	4,236,840	0	4,236,840
計		(0)	(501,906,047)	(44,198,199)	(546,104,246)

事業活動収支計算書

令和6年 4月 1日から

令和7年 3月31日まで

札幌静修学園

(単位 円)

	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
			(537,196,000)	(542,848,156)	(△ 5,652,156)	
		学生生徒等納付金				
		授 業 料	362,376,000	367,061,559	△ 4,685,559	
		入 学 金	75,030,000	75,440,000	△ 410,000	
		教 育 充 実 費	10,080,000	10,215,190	△ 135,190	
		維 持 費	8,808,000	9,943,000	△ 1,135,000	
		施 設 拡 充 費	57,422,000	57,571,040	△ 149,040	
		体育文化振興費	10,080,000	10,229,000	△ 149,000	
		コ ー ス 費	13,400,000	12,388,367	1,011,633	
		手数料	(15,547,000)	(15,525,005)	(21,995)	
		入 学 検 定 料	13,794,000	13,779,000	15,000	
		証 明 手 数 料	41,000	32,005	8,995	
		その他の手数料	1,712,000	1,714,000	△ 2,000	
		寄付金	(25,196,000)	(24,621,000)	(575,000)	
		特 別 寄 付 金	25,080,000	24,000,000	1,080,000	
		一 般 寄 付 金	106,000	621,000	△ 515,000	
		現 物 寄 付 金	10,000	0	10,000	
		経常費等補助金	(278,153,000)	(278,167,880)	(△ 14,880)	
		道 費 補 助 金	277,279,000	277,301,000	△ 22,000	
		市町村費補助金	874,000	866,880	7,120	
		付随事業収入	(0)	(0)	(0)	
		雑収入	(3,586,000)	(3,684,185)	(△ 98,185)	
		退職金社団収入	1,476,000	1,476,000	0	
		施設設備利用料	760,000	879,477	△ 119,477	
		その他の雑収入	1,350,000	1,328,708	21,292	
		教育活動収入計	(859,678,000)	(864,846,226)	(△ 5,168,226)	
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
			(549,121,000)	(546,279,566)	(2,841,434)	
		人件費				
		教 員 人 件 費	436,549,000	436,549,035	△ 35	
		職 員 人 件 費	103,638,000	103,684,371	△ 46,371	
		役 員 報 酬	2,434,000	1,634,000	800,000	
		退職給与引当金繰入額	2,193,000	1,595,460	597,540	
		退 職 金	4,307,000	2,816,700	1,490,300	
		経費	(488,194,900)	(493,571,997)	(△ 5,377,097)	
		消 耗 品 費	9,160,000	9,456,519	△ 296,519	
		教 材 実 習 費	604,000	505,310	98,690	
		光 熱 水 費	15,960,000	15,959,795	205	
		通 信 運 搬 費	8,885,000	8,648,573	236,427	
		印 刷 製 本 費	5,640,000	5,536,773	103,227	
		出 版 物 費	2,976,000	2,677,876	298,124	
		旅 費 交 通 費	7,855,000	9,383,594	△ 1,528,594	
		保 健 衛 生 費	3,198,000	3,392,270	△ 194,270	
		会 議 ・ 渉 外 費	35,000	59,914	△ 24,914	
		諸 会 費	4,632,000	4,667,090	△ 35,090	
		広 報 費	1,794,900	1,490,132	304,768	
		福 利 費	1,821,000	2,259,905	△ 438,905	
		報 酬 手 数 料	80,434,000	80,218,248	215,752	
		修 繕 費	4,630,000	5,375,395	△ 745,395	
		損 害 保 険 料	1,216,000	957,331	258,669	
		公 租 公 課	5,545,000	5,707,224	△ 162,224	
		生徒活動補助金	8,511,000	7,747,456	763,544	
		賃 借 料	4,573,000	4,093,991	479,009	
		奨 学 費	51,000,000	50,849,000	151,000	
		車 輜 費	2,064,000	2,483,859	△ 419,859	
		建物等解体費	197,600,000	196,600,729	999,271	
		減価償却額	48,285,000	47,743,540	541,460	
		雑 費	21,776,000	27,757,473	△ 5,981,473	
		徴収不能額等	(0)	(0)	(0)	
		教育活動支出計	(1,037,315,900)	(1,039,851,563)	(△ 2,535,663)	
		教育活動収支差額	(△ 177,637,900)	(△ 175,005,337)	(△ 2,632,563)	

教育活動外収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
		受取利息・配当金	(48,800)	(52,820)	(△ 4,020)	
		その他の受取利息・配当金	48,800	52,820	△ 4,020	
		その他の教育活動外収入	(0)	(0)	(0)	
	教育活動外収入計	(48,800)	(52,820)	(△ 4,020)		
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
		借入金等利息	(7,152,000)	(8,773,890)	(△ 1,621,890)	
		借 入 金 利 息	6,723,000	6,738,261	△ 15,261	
		学 校 債 利 息	429,000	2,035,629	△ 1,606,629	
その他の教育活動外支出		(0)	(0)	(0)		
教育活動外支出計	(7,152,000)	(8,773,890)	(△ 1,621,890)			
教育活動外収支差額	(△ 7,103,200)	(△ 8,721,070)	(1,617,870)			
経常収支差額			(△ 184,741,100)	(△ 183,726,407)	(△ 1,014,693)	
特別収支	事業活動収入の部	科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
		資産売却差額	(120,690,000)	(121,946,660)	(△ 1,256,660)	
		土 地売却 差額	120,690,000	121,668,159	△ 978,159	
		車 輛売却 差額	0	278,501	△ 278,501	
		その他の特別収入	(231,303,000)	(231,503,155)	(△ 200,155)	
		施設設備補助金	230,223,000	230,415,454	△ 192,454	
		施設設備寄付金	1,080,000	1,080,000	0	
		現物寄付	0	7,701	△ 7,701	
	特別収入計	(351,993,000)	(353,449,815)	(△ 1,456,815)		
	事業活動支出の部	科 目	予 算	決 算	差 異	摘 要
		資産 処分 差額	(3,768,000)	(19,746,212)	(△ 15,978,212)	
		土地 処分 差額	0	13,575,253	△ 13,575,253	
		建物 処分 差額	2,972,000	5,374,640	△ 2,402,640	
		機器備品 処分 差額	0	3	△ 3	
		車 輛 処分 差額	0	1	△ 1	
		図書 廃棄 差額	796,000	796,315	△ 315	
		その他の特別支出	(0)	(0)	(0)	
		特別支出計	(3,768,000)	(19,746,212)	(△ 15,978,212)	
		特別収支差額	(348,225,000)	(333,703,603)	(14,521,397)	
		(予 備 費)	(0)		(0)	
基本金組入前当年度収支差額		(163,483,900)	(149,977,196)	(13,506,704)		
基本金組入額合計	(△ 559,125,000)	(△ 133,148,377)	(△ 425,976,623)			
当年度収支差額	(△ 395,641,100)	(16,828,819)	(△ 412,469,919)			
前年度繰越収支差額	(△ 928,730,333)	(△ 928,730,242)	(△ 91)			
基本金取崩額	(0)	(0)	(0)			
翌年度繰越収支差額	(△ 1,324,371,433)	(△ 911,901,423)	(△ 412,470,010)			
(参考)						
事業活動収入計			(1,211,719,800)	(1,218,348,861)	(△ 6,629,061)	
事業活動支出計			(1,048,235,900)	(1,068,371,665)	(△ 20,135,765)	

事業活動収支内訳表

令和6年 4月 1日から
令和7年 3月31日まで

札幌静修学園
(単位 円)

科 目	部 門	学 校 法 人	札幌静修高等学校	通信制課程	総 額
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	(0)	(496,271,900)	(46,576,256)	(542,848,156)
	授 業 料	0	338,723,670	28,337,889	367,061,559
	入 学 金	0	71,390,000	4,050,000	75,440,000
	教 育 充 実 費	0	10,215,190	0	10,215,190
	維 持 費	0	9,943,000	0	9,943,000
	施 設 拡 充 費	0	55,771,040	1,800,000	57,571,040
	体育文化振興費	0	10,229,000	0	10,229,000
	コ ー ス 費	0	0	12,388,367	12,388,367
	手数料	(0)	(14,820,005)	(705,000)	(15,525,005)
	入 学 検 定 料	0	13,074,000	705,000	13,779,000
	証 明 手 数 料	0	32,005	0	32,005
	その他の手数料	0	1,714,000	0	1,714,000
	寄付金	(0)	(621,000)	(24,000,000)	(24,621,000)
	特 別 寄 付 金	0	0	24,000,000	24,000,000
	一 般 寄 付 金	0	621,000	0	621,000
	経常費等補助金	(0)	(278,167,880)	(0)	(278,167,880)
	道 費 補 助 金	0	277,301,000	0	277,301,000
	市町村費補助金	0	866,880	0	866,880
	付随事業収入	(0)	(0)	(0)	(0)
	雑収入	(0)	(3,684,185)	(0)	(3,684,185)
	退職金収入	0	1,476,000	0	1,476,000
	施設設備利用料	0	879,477	0	879,477
	その他の雑収入	0	1,328,708	0	1,328,708
	教育活動収入計	(0)	(793,564,970)	(71,281,256)	(864,846,226)
教育活動収支	人件費	(0)	(502,081,367)	(44,198,199)	(546,279,566)
	教 員 人 件 費	0	392,350,836	44,198,199	436,549,035
	職 員 人 件 費	0	103,684,371	0	103,684,371
	役 員 報 酬	0	1,634,000	0	1,634,000
	退職給与引当金繰入額	0	1,595,460	0	1,595,460
	退 職 金	0	2,816,700	0	2,816,700
	経費	(0)	(472,274,749)	(21,297,248)	(493,571,997)
	消 耗 品 費	0	9,360,618	95,901	9,456,519
	教 材 実 習 費	0	505,310	0	505,310
	光 熱 水 費	0	15,959,795	0	15,959,795
	通 信 運 搬 費	0	8,108,656	539,917	8,648,573
	印 刷 製 本 費	0	4,950,473	586,300	5,536,773
	出 版 物 費	0	2,662,476	15,400	2,677,876
	旅 費 交 通 費	0	7,733,243	1,650,351	9,383,594
	保 健 衛 生 費	0	3,323,433	68,837	3,392,270
	会 議 ・ 渉 外 費	0	59,914	0	59,914
	諸 会 費	0	2,425,980	2,241,110	4,667,090
	広 報 費	0	752,032	738,100	1,490,132
	福 利 費	0	2,232,925	26,980	2,259,905
	報 酬 手 数 料	0	65,190,790	15,027,458	80,218,248
	修 繕 費	0	5,375,395	0	5,375,395
	損 害 保 険 料	0	930,237	27,094	957,331
	公 租 公 課	0	5,707,224	0	5,707,224
	生徒活動補助金	0	7,747,456	0	7,747,456
	賃 借 料	0	4,023,261	70,730	4,093,991
	奨 学 費	0	50,849,000	0	50,849,000
	車 輜 費	0	2,483,859	0	2,483,859
	建物等解体費	0	196,600,729	0	196,600,729
	減 価 償 却 額	0	47,545,540	198,000	47,743,540
	雑 費	0	27,746,403	11,070	27,757,473
	徴収不能額等	(0)	(0)	(0)	(0)
	教育活動支出計	(0)	(974,356,116)	(65,495,447)	(1,039,851,563)

部 門		学 校 法 人	札幌静修高等学校	通信制課程	総 額	
科 目						
教育活動収支差額		(0)	(△ 180,791,146)	(5,785,809)	(△ 175,005,337)	
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	(0)	(52,820)	(0)	(52,820)
		その他の受取利息・配当金	0	52,820	0	52,820
		その他の教育活動外収入	(0)	(0)	(0)	(0)
	事業活動支出の部	教育活動外収入計	(0)	(52,820)	(0)	(52,820)
		借入金等利息	(0)	(8,773,890)	(0)	(8,773,890)
		借 入 金 利 息	0	6,738,261	0	6,738,261
		学 校 債 利 息	0	2,035,629	0	2,035,629
		その他の教育活動外支出	(0)	(0)	(0)	(0)
		教育活動外支出計	(0)	(8,773,890)	(0)	(8,773,890)
教育活動外収支差額	(0)	(△ 8,721,070)	(0)	(△ 8,721,070)		
経常収支差額		(0)	(△ 189,512,216)	(5,785,809)	(△ 183,726,407)	
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	(0)	(121,946,660)	(0)	(121,946,660)
		土 地売却 差額	0	121,668,159	0	121,668,159
		車 輛売却 差額	0	278,501	0	278,501
		その他の特別収入	(0)	(231,503,155)	(0)	(231,503,155)
		施設設備補助金	0	230,415,454	0	230,415,454
		施設設備寄付金	0	1,080,000	0	1,080,000
		現物寄付	0	7,701	0	7,701
	特別収入計	(0)	(353,449,815)	(0)	(353,449,815)	
	事業活動支出の部	資産 処分 差額	(0)	(19,746,212)	(0)	(19,746,212)
		土地 処分 差額	0	13,575,253	0	13,575,253
		建物 処分 差額	0	5,374,640	0	5,374,640
		機器備品 処分 差額	0	3	0	3
		車 輛 処分 差額	0	1	0	1
		図書 廃棄 差額	0	796,315	0	796,315
		その他の特別支出	(0)	(0)	(0)	(0)
特別支出計		(0)	(19,746,212)	(0)	(19,746,212)	
特別収支差額	(0)	(333,703,603)	(0)	(333,703,603)		
基本金組入前当年度収支差額		(0)	(144,191,387)	(5,785,809)	(149,977,196)	
基本金組入額合計		(0)	(△ 132,746,272)	(△ 402,105)	(△ 133,148,377)	
当年度収支差額		(0)	(11,445,115)	(5,383,704)	(16,828,819)	
(参考)						
事業活動収入計		(0)	(1,147,067,605)	(71,281,256)	(1,218,348,861)	
事業活動支出計		(0)	(1,002,876,218)	(65,495,447)	(1,068,371,665)	

貸借対照表

令和7年 3月31日

札幌静修学園
(単位 円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産		(1,874,984,452)	(1,222,204,679)	(652,779,773)
有形固定資産		(1,828,026,915)	(1,157,022,892)	(671,004,023)
	土地	411,684,096	425,259,349	△ 13,575,253
	建物	1,303,017,353	113,957,222	1,189,060,131
	構築物	25,504,828	5,111,126	20,393,702
	教育研究用機器備品	27,114,423	14,177,207	12,937,216
	管理用機器備品	7,574,223	7,361,496	212,727
	図書	49,954,744	49,477,527	477,217
	車両	3,177,248	1,314,965	1,862,283
	建設仮勘定	0	540,364,000	△ 540,364,000
特定資産		(46,533,886)	(64,764,086)	(△ 18,230,200)
	退職給与引当特定資産	1,466,040	1,466,040	0
	教育充実費特定資産	30,000,000	50,000,000	△ 20,000,000
	応援募金特定資産	8,319,967	8,312,167	7,800
	体育文化振興費特定資産	6,747,879	4,985,879	1,762,000
その他の固定資産		(423,651)	(417,701)	(5,950)
	電話加入権	197,960	197,960	0
	ソフトウェア	1	1	0
	有価証券	100,000	100,000	0
	預託金	125,690	119,740	5,950
流動資産		(253,238,277)	(322,138,201)	(△ 68,899,924)
	現金預金	10,674,121	152,712,841	△ 142,038,720
	未収入金	234,624,454	167,118,880	67,505,574
	仮払金	3,490,602	2,306,480	1,184,122
	立替金	4,449,100	0	4,449,100
資産の部合計		(2,128,222,729)	(1,544,342,880)	(583,879,849)
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債		(667,899,547)	(356,715,614)	(311,183,933)
	長期借入金	605,500,000	310,000,000	295,500,000
	学校債	58,264,717	44,086,674	14,178,043
	長期未払金	1,946,570	616,000	1,330,570
	退職給与引当金	2,188,260	2,012,940	175,320
流動負債		(369,597,968)	(246,879,248)	(122,718,720)
	短期借入金	236,500,000	122,000,000	114,500,000
	未払金	43,310,475	36,410,009	6,900,466
	前受金	60,370,000	68,575,000	△ 8,205,000
	預り金	29,417,493	19,894,239	9,523,254
負債の部合計		(1,037,497,515)	(603,594,862)	(433,902,653)
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
基本金		(2,002,626,637)	(1,869,478,260)	(133,148,377)
	第1号基本金	2,002,626,637	1,869,478,260	133,148,377
繰越収支差額		(△ 911,901,423)	(△ 928,730,242)	(16,828,819)
	翌年度繰越収支差額	△ 911,901,423	△ 928,730,242	16,828,819
純資産の部合計		(1,090,725,214)	(940,748,018)	(149,977,196)
負債及び純資産の部合計		(2,128,222,729)	(1,544,342,880)	(583,879,849)

注記 1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、期末要支給額から北海道私学退職金社団からの交付金を控除した額である学校負担

令和6年度計算書

- 要支給額の100%を計上している。
- (2) その他重要な会計方針
- 有価証券の評価基準及び評価方法
移動平均法に基づく原価法である。
- 預り金その他経過事項に係る収支の表示方法
預り金、仮払金及び立替金に係る支出と収入は相殺して表示している。
2. 重要な会計方針の変更等。
該当ありません。
3. 減価償却額の累計額の合計額 993,180,242円
4. 徴収不能引当金の合計額 0円
5. 担保に供されている資産の種類及び額
担保に供されている資産の種類及び額
土 地 241,318,338円
803,677,277円
6. 翌年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額:
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
学校法人会計基準第39条の規定により第4号基本金の組入れを行わない。
8. その他の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項
- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
- 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リースは次のとおりである。
- 平成21年4月1日意向に開始したリース取引
- | <リース資産の種類> | <リース総額> | <未経過リース料期末残高> |
|------------|------------|---------------|
| 教育研究用機器備品 | 2,230,800円 | 1,136,960円 |
| 管理用機器備品 | 1,630,200円 | 935,330円 |
| 合 計 | 3,861,000円 | 2,072,270円 |

(2) 関連当事者との取引

関連当事者との取引の内容は、次のとおりであります。

(単位 円)

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
理事長	西辻一真	—	—	—	—	—	—	借入に対する被保証(注1)	192,000,000	—	—
理事	巖谷好徳	—	—	—	—	—	顧問契約	報酬手数料(注2)	1,497,600	—	—

(注1)借入金に対して債務保証を受けております。なお、保証料は支払っておりません。

(注2)報酬手数料については、業務内容を勘案して一般的な取引条件と同様に決定している。

固定資産明細表

令和6年 4月 1日から
令和7年 3月 31日まで

札幌静修学園
(単位 円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘 要
有形固定資産	土地	425,259,349	0	411,684,096		411,684,096	
	建物	992,569,026	※	2,043,038,900	740,021,547	1,303,017,353	注記参照
	構築物	63,273,195	21,430,553	81,303,748	55,798,920	25,504,828	新体育館外構工事 18,863,908円
	教育研究用機器備品	145,980,226	17,558,301	0	136,424,104	27,114,423	
	管理用機器備品	61,784,171	2,171,612	0	56,381,560	7,574,223	
	図書	49,477,527	1,273,532	796,315	—	49,954,744	現物寄付；7,701円
	車両	5,794,460	3,550,420	1,728,000	4,439,632	3,177,248	
	建設仮勘定	540,364,000	※	540,364,000	0	0	※新体育館建築完了による建物勘定への振替：534,301,350円
	計	2,284,501,954	1,278,857,775	2,821,092,678	993,065,763	1,828,026,915	
	退職給与引当特定資産	1,466,040	0	0	—	1,466,040	
特定資産	教育充実費特定資産	50,000,000	0	20,000,000	—	30,000,000	
	応援募金特定資産	8,312,167	7,800	0	—	8,319,967	
	体育文化振興費特定資産	4,985,879	1,762,000	0	—	6,747,879	
	計	64,764,086	1,769,800	20,000,000	—	46,533,886	
その他の固定資産	電話加入権	197,960	0	0	—	197,960	
	ソフトウェア	114,480	0	0	114,479	1	
	有価証券	100,000	0	0	—	100,000	
	預託金	119,740	37,380	31,430	—	125,690	
	計	532,180	37,380	31,430	114,479	423,651	
合 計	2,349,798,220	1,280,664,955	762,298,481	2,868,164,694	993,180,242	1,874,984,452	

注記： 建物	増加額：新体育館建築	1,231,480,097円
	減少額：旧体育館に関する除却	174,783,323円
	※新体育館建築完了による建設仮勘定からの振替	534,301,350円

借入金明細表

札幌静修学園
(単位 円)

令和6年 4月 1日から
令和7年 3月 31日まで

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
公金	北海道私学振興基金協会	0	※ 8,000,000	0	無利子	令和08/03/25	担保 土地 (経営安定資金)
	北海道私学振興基金協会	0	0	50,000,000	無利子	令和13/12/25	担保 土地
	北海道私学振興基金協会	0	0	120,000,000	年0.700%	令和16/03/20	担保 土地 (施設設備資金一般)
	北海道私学振興基金協会	0	※ 6,000,000	6,000,000	無利子	令和09/03/25	担保 土地 (経営安定資金)
	北海道私学振興基金協会	0	※ 9,240,000	110,760,000	年0.300%	令和20/03/20	担保 土地 (環境設備資金耐震・防災)
	北海道私学振興基金協会	0	※ 15,000,000	105,000,000	年0.600%	令和15/03/20	担保 土地 (施設設備資金一般)
	北海道私学振興基金協会	0	※ 6,260,000	43,740,000	年0.600%	令和15/03/20	担保 土地 (施設設備資金・特別)
金融機関	北海道私学振興基金協会	0	0	50,000,000	年0.700%	令和17/03/20	担保 土地 (施設設備資金・特別)
	北海道私学振興基金協会	0	0	120,000,000	年0.300%	令和21/03/20	担保 土地 (環境設備資金耐震・防災)
	小計	340,000,000	※ 44,500,000	605,500,000			
市中金融機関							
その他	小計	0	0	0			
合計	310,000,000	340,000,000	※ 44,500,000	605,500,000			

注：※印は、返済期限が1年以内の長期借入金の振替えによる増減(外書)である。

借入金明細表

札幌静修学園
(単位 円)

令和6年 4月 1日から
令和7年 3月 31日まで

借入先		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率	返済期限	摘要
短期借入金	公金		15,000,000	15,000,000	0	無利子	令和07/03/19	つなぎ資金
	金融機関							
	関係小計	0	15,000,000	15,000,000	0			
	市金		45,000,000	45,000,000	0	年3.400%	令和06/09/30	運転資金
	りそな銀行	100,000,000	0	100,000,000	0	年1.725%	令和06/04/30	担保 土地 (施設整備資金)
	りそな銀行	0	361,000,000	169,000,000	192,000,000	年1.825%	令和07/04/30	担保 土地 (施設整備資金)
	金融機関							
	関係小計	100,000,000	406,000,000	314,000,000	192,000,000			
	中関							
	その他							
借入金	小計	0	0	0	0			
	返済期限が1年以内の長期借入金	22,000,000	※ 44,500,000	22,000,000	44,500,000			
	計	122,000,000	※ 421,000,000	351,000,000	236,500,000			
	合計	432,000,000	※ 761,000,000	351,000,000	842,000,000			

注：※印は、返済期限が1年以内の長期借入金の振替えによる増減(外書)である。

基本金明細表

令和6年 4月 1日から

令和7年 3月31日まで

札幌静修学園

(単位 円)

事 項	要 組 入 高	組 入 高	未 組 入 高	摘 要
第 1 号 基 本 金				
前期繰越高	2,262,032,427	1,869,478,260	392,554,167	
当期組入高				
1. 土 地				
除却等による減少額	△ 5,894,490			
小 計	△ 5,894,490	△ 5,894,490		
2. 建 物				
取得等による増加	1,232,873,357			
建設仮勘定による既組入高	△ 534,301,350			
除却等による減少額	△ 182,403,483			
小 計	516,168,524	3,192,524	512,976,000	未払金 30,976,000 借入金 482,000,000
過年度未組入高の当期組入高		101,240,767	△ 101,240,767	
3. 構 築 物				
取得等による増加	21,430,553			
除却等による減少額	△ 3,400,000			
小 計	18,030,553	18,030,553		
4. 教育研究用機器備品				
取得等による増加	17,558,301			
小 計	17,558,301	17,558,301		
過年度未組入高の当期組入高		697,400	△ 697,400	
5. 管理用 機器備品				
取得等による増加	2,171,612			
小 計	2,171,612	2,171,612		
6. 図 書				
取得等による増加	1,273,532			
除却等による減少額	△ 796,315			
小 計	477,217	391,940	85,277	未払金
7. 車 両				
取得等による増加	3,550,420			
除却等による減少額	△ 1,728,000			
小 計	1,822,420	1,822,420		
8. 建設仮勘定				
建設計画変更による減少額	△ 6,062,650			
小 計	△ 6,062,650	△ 6,062,650		
計	544,271,487	133,148,377	411,123,110	
当期末残高	2,806,303,914	2,002,626,637	803,677,277	
合 計				
前期繰越高		1,869,478,260	392,554,167	
当期組入高		133,148,377		
当期末残高		2,002,626,637	803,677,277	

監査報告

令和7年 5月 28日

学校法人札幌静修学園
理事長 西辻 一真 様

学校法人札幌静修学園

監事 高橋 秀幸 印

私は、学校法人札幌静修学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表)並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私は上記の計算書類は学校法人会計基準(文部省令第18号)に準拠しており、学校法人札幌静修学園の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

監査報告

令和7年 5月 28日

学校法人札幌静修学園
理事長 西辻 一真 様

学校法人札幌静修学園

監事 森 久美子 印

私は、学校法人札幌静修学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、附属明細表)並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私は上記の計算書類は学校法人会計基準(文部省令第18号)に準拠しており、学校法人札幌静修学園の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

財 産 目 録

令和7年 3月31日 現在

札幌静修学園
(単位 円)

I 資産総額	金	2,128,222,729 円
内 1 基本財産	金	1,827,925,711 円
2 運用財産	金	300,297,018 円
[3 収益事業用財産	金	0 円]
II 負債総額	金	1,037,497,515 円
[3 収益事業用負債	金	0 円]
III 正味財産	金	1,090,725,214 円

財産の状況

科 目	部 門	摘 要	金 額
[1]資産			2,128,222,729
1 基本財産			1,827,925,711
土 地	全部門	11,099.02㎡	411,582,892
		計	411,582,892
建 物	全部門	10,944.14㎡	1,303,017,353
		計	1,303,017,353
構 築 物	全部門	27点	25,504,828
		計	25,504,828
教育研究用機器備品	全部門	7,395点	27,114,423
		計	27,114,423
管理用 機器備品	全部門	658点	7,574,223
		計	7,574,223
図 書	全部門	26,056冊	49,954,744
		計	49,954,744
車 両	全部門	3台	3,177,248
		計	3,177,248
建 設 仮 勘 定	全部門		0
		計	0
2 運用財産			300,297,018
現 金 預 金	全部門		10,674,121
		計	10,674,121
土 地	全部門	13.97㎡	101,204
		計	101,204
退職給与引当特定資産	全部門		1,466,040
		計	1,466,040
教育充実費特定資産	全部門		30,000,000
		計	30,000,000
応援募金特定資産	全部門		8,319,967
		計	8,319,967
体育文化振興費特定資産	全部門		6,747,879
		計	6,747,879
電 話 加 入 権	全部門		197,960
		計	197,960
ソフトウェア	全部門		1
		計	1
有 価 証 券	全部門		100,000
		計	100,000
預 託 金	全部門		125,690
		計	125,690
未 収 入 金	全部門		234,624,454
		計	234,624,454
仮 払 金	全部門		3,490,602
		計	3,490,602
立 替 金	全部門		4,449,100
		計	4,449,100
3 収益事業用財産			0
[2]負債			1,037,497,515

(単位 円)

科 目	部 門	摘 要	金 額
1 固定負債			667,899,547
長 期 借 入 金	全部門		605,500,000
		計	605,500,000
学 校 債	全部門		58,264,717
		計	58,264,717
長 期 未 払 金	全部門		1,946,570
		計	1,946,570
退職給与引当金	全部門		2,188,260
		計	2,188,260
2 流動負債			369,597,968
短 期 借 入 金	全部門		236,500,000
		計	236,500,000
未 払 金	全部門		43,310,475
		計	43,310,475
前 受 金	全部門		60,370,000
		計	60,370,000
預 り 金	全部門		29,417,493
		計	29,417,493
3 収益事業用負債			0
預 り 金	全部門		
		計	0
[3]借用財産			0
正味財産			1,090,725,214

重要な会計方針

1 資産の評価基準

資産の評価は取得価格をもって行っている。

2 引当金の計上基準

・徴収不能引当金

未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込み額を計上している。

・退職給与引当金

退職金の支給に備えるため、期末要支給額から北海道私学退職金社団からの交付金を控除した額である学校負担要支給額の100%を計上している。

3 その他の重要な会計方針

・固定資産の減価償却方法

定額法による減価償却である。

・有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法である。

